



 発 行
 新 潟 県

 第 18 号

 令和2年3月6日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

#### 主 要 目 次

### 規 則

- 8 新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境企画課)
- 9 新潟県公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)
- 10 新潟県旅館業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)

#### 告 示

- 217 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 218 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 219 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 220 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 221 産業立地促進地域の指定 (産業立地課)
- 222 特殊肥料の検査の結果 (農産園芸課)
- 223 地方卸売市場の認定(食品・流通課)
- 224 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 225 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 226 家畜検査の実施(畜産課)
- 227 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出(水産課)
- 228 保安林の指定解除予定(治山課)
- 229 保安林の指定解除予定(治山課)
- 230 換地処分(農地整備課)

# 公 告

大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課) 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)

一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

### 病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

# 教育委員会規則

1 新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則(文化行政課)

### 正 誤

令和2年2月25日付け県報第15号主要目次、新潟県企業局管理規程第4号及び新潟県企業局訓令第2号中(企業局総務課)

規則

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

# 新潟県規則第8号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則(平成12年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項(以下「移動別表項」という。)を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改正	後				改		正		前	
	第2条関係)		1	別		第2条					1
事業の	事 業 内 容	条例第	条例第		事業の	事	業	内	容	条例第	条例第
種類		2条第	2条第		種類					2条第	2条第
		2項第	2項第							2項第	2項第
		1号の	2号の							1号の	2号6
		事業の	事業の							事業の	事業の
		規模の	規模の							規模の	規模の
		要件	要件							要件	要件
(略)					(略)						
5 電	(略)				5 電	(略)					
気工	(6) (略)			i	気工	(6)	(略)				
作物	(7) 電気工作物であ	太陽電	太陽電		作物						
の設	る太陽電池発電所	池発電	池発電		の設						
置又	の設置の工事の事	所の用	所敷地		置又						
は変	業	に供す	の面積		は変						
更の		る敷地	が30〜		更の						
工事		(以下	クター		工事						
の事		「太陽	ル以上		の事						
業		電池発	である		業						
		電所敷	もの								
		地」と									
		いう。)									
		の面積									
		が50〜									
		クター									
		ル以上									
		である									
		もの									
	(8) 電気工作物であ	太陽電	太陽電								
	る太陽電池発電所	池発電	池発電								
	の変更の工事の事	所敷地	所敷地								
	業	の面積	の面積								
		が50〜	が30〜								
		クター	クター								
		ル以上	ル以上								
		増加す	増加す								
		るもの	るもの								
(略)					(略)						

山在古墨	中米の書	て付き切りとしまました
対象事業	事業の諸	手続を経ることを要しな
の区分	元	い修正の要件
(略)		
11 (略)		
12 別表	太陽電池	新たに太陽電池発電所敷
第1の	発電所敷	地となる部分の面積が修
5の項	地の位置	正前の太陽電池発電所敷
Ø (7)		地の面積の10パーセント
又は		未満であり、かつ、20へ
(8) に		クタール未満であるこ
該当す		と。
る対象		
事業		
<u>13</u> (略)		
<u>14</u> (略)		
<u>15</u> (略)		
<u>16</u> (略)		
<u>17</u> (略)		
<u>18</u> (略)		
<u>19</u> (略)		
<u>20</u> (略)		
<u>21</u> (略)		
<u>22</u> (略)		
<u>23</u> (略)		
<u>24</u> (略)		
<u>25</u> (略)		
<u>26</u> (略)		

# 別表第3 (第41条関係)

	117(12)(17)	
対象事業	事業の諸	手続を経ることを要しな
の区分	元	い変更の要件
(略)		
11 (略)		
12 別表	太陽電池	新たに太陽電池発電所敷
第1の	発電所敷	地となる部分の面積が変
5の項	地の位置	更前の太陽電池発電所敷
Ø (7)		地の面積の10パーセント
又は		未満であり、かつ、20へ
(8) に		クタール未満であるこ
該当す		と。
る対象		
事業		
<u>13</u> (略)		
<u>14</u> (略)		
<u>15</u> (略)		
<u>16</u> (略)		
<u>17</u> (略)		
<u>18</u> (略)		
<u>19</u> (略)		

対象事業	事業の諸	手続を経ることを要しな
の区分	元	い修正の要件
(略)		
11 (略)		
<u>12</u> (略)		
<u>13</u> (略)		
<u>14</u> (略)		
<u>15</u> (略)		
<u>16</u> (略)		
<u>17</u> (略)		
<u>18</u> (略)		
<u>19</u> (略)		
<u>20</u> (略)		
<u>21</u> (略)		
<u>22</u> (略)		
<u>23</u> (略)		
<u>24</u> (略)		
<u>25</u> (略)		

# 別表第3 (第41条関係)

対象事業	事業の諸	手続を経ることを要しな
の区分	元	い変更の要件
(略)		
11 (略)	)	
12 (略)	)	
13 (略)		
14 (略)	)	
15 (略)	)	
16 (略)	)	
<u>17</u> (略)	)	·
18 (略)	)	

<u>20</u> (略)	<u>19</u> (略)
<u>21</u> (略)	20 (略)
<u>22</u> (略)	<u>21</u> (略)
<u>23</u> (略)	<u>22</u> (略)
<u>24</u> (略)	23 (略)
<u>25</u> (略)	<u>24</u> (略)
<u>26</u> (略)	<u>25</u> (略)

# 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 電気工作物である太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業であって、この規則の施行の日前に電気事業法(昭和39年法律第170号)第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出が行われたものについては、改正後の別表第1の規定は、適用しない。

新潟県公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

花 角 新潟県知事 英 世

#### 新潟県規則第9号

進)

新潟県公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則

新潟県公衆浴場法等施行細則(平成4年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部 分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しな い場合には当該改正後部分を加える。

(原水、原湯、上り用水及び上り用湯の水質の基

後

**第9条** 条例第4条第1項第14号に規定する原水、 原湯、上り用水及び上り用湯の水質の基準は、次 のとおりとする。

正

(1) 原水、原湯、上り用水及び上り用湯(次号に 掲げるものを除く。)の基準

ア・イ (略)

改

ウ pH値は、5.8以上8.6以下であること。

エ 全有機炭素の量が1リットルにつき3ミリ グラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量 が1リットルにつき10ミリグラム以下である こと。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はそ の塩を用いて消毒している等の理由により全 有機炭素の量の測定結果を利用することが不 適切と認められる場合は、過マンガン酸カリ ウム消費量が1リットルにつき10ミリグラム 以下であること。

オ 大腸菌は、検出されないこと。

カ (略)

(2) (略)

(浴槽水の水質の基準)

- の水質の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 浴槽水 (次号に掲げるものを除く。)の基準 (略) ア
    - イ 全有機炭素の量が1リットルにつき8ミリ グラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量 が1リットルにつき25ミリグラム以下である こと。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はそ の塩を用いて消毒している等の理由により全 有機炭素の量の測定結果を利用することが不 適切と認められる場合は、過マンガン酸カリ ウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム 以下であること。

ウ・エ (略)

(2) (略)

(原水、原湯、上り用水及び上り用湯の水質の基

正

前

- 第9条 条例第4条第1項第14号に規定する原水、 原湯、上り用水及び上り用湯の水質の基準は、次 のとおりとする。
  - (1) 原水、原湯、上り用水及び上り用湯(次号に 掲げるものを除く。)の基準

ア・イ (略)

改

- ウ 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下で
- エ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リット ルにつき10ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌群は、検出されないこと。 カ (略)

(2) (略)

(浴槽水の水質の基準)

- 第10条 条例第4条第1項第15号に規定する浴槽水 | 第10条 条例第4条第1項第15号に規定する浴槽水 の水質の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 浴槽水(次号に掲げるものを除く。)の基準 (略)
    - イ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リット ルにつき25ミリグラム以下であること。

ウ・エ (略)

(2) (略)

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

花 角 新潟県知事 英 世

#### 新潟県規則第10号

新潟県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県旅館業法施行細則(昭和50年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部 分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しな い場合には当該改正後部分を加える。

> 改 正

(原水及び原湯の水質の基準)

- **第6条** 条例第4条第1項第2号エ(イ)に規定する原 水及び原湯の水質の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 原水及び原湯 (次号に掲げるものを除く。)の 基準

ア・イ (略)

ウ pH値は、5.8以上8.6以下であること。

エ 全有機炭素の量が1リットルにつき3ミリ グラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量 が1リットルにつき10ミリグラム以下である こと。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はそ の塩を用いて消毒している等の理由により全 有機炭素の量の測定結果を利用することが不 適切と認められる場合は、過マンガン酸カリ ウム消費量が1リットルにつき10ミリグラム 以下であること。

オ大腸菌は、検出されないこと。

カ (略)

(2) (略)

(浴槽水の水質の基準)

- 槽水の水質の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 浴槽水(次号に掲げるものを除く。)の基準 ア (略)
    - イ 全有機炭素の量が1リットルにつき8ミリ グラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量 が1リットルにつき25ミリグラム以下である こと。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はそ の塩を用いて消毒している等の理由により全 有機炭素の量の測定結果を利用することが不 適切と認められる場合は、過マンガン酸カリ ウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム 以下であること。

ウ・エ (略)

(2) (略)

(原水及び原湯の水質の基準)

改

第6条 条例第4条第1項第2号エ(イ)に規定する原 水及び原湯の水質の基準は、次のとおりとする。

正

前

(1) 原水及び原湯 (次号に掲げるものを除く。)の 基準

ア・イ (略)

- ウ 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下で あること。
- エ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リット <u>ル</u>につき10ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌群は、検出されないこと。

カ (略)

(2) (略)

(浴槽水の水質の基準)

- 第7条 条例第4条第1項第2号エ(エ)に規定する浴│第7条 条例第4条第1項第2号エ(エ)に規定する浴 槽水の水質の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 浴槽水(次号に掲げるものを除く。)の基準 ア (略)
    - イ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リット ルにつき25ミリグラム以下であること。

ウ・エ (略)

(2) (略)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 告 示

# ◎新潟県告示第217号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。 令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
角田 知行	外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋 2 - 297 - 1	R2.3.1	第15条第1項の 医師に指定した
山中 力仁	整形外科	齋藤記念病院	南魚沼市欠之上478 -2	"	II.
飯酒盃 訓充	内科	飯酒盃医院	上越市西本町4- 4-12	"	IJ
平野 正明	内科	けいなん総合病院	妙高市田町2-4 -7	"	IJ
荒引 剛	整形外科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1- 2-8	JJ	IJ
平石 秀幸	内科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮 野5968-2	II.	IJ
池上 敬一	内科、外科	三条しただ郷クリニック	三条市萩堀1182- 1	II.	IJ
小林 信也	リハビリテー ション科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮 野5968-2	II.	IJ
池田 太一	耳鼻咽喉科	池田耳鼻科医院	三条市一ノ門1-13-15	II	IJ
畠山 悟	外科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1- 2-8	11	II

# ◎新潟県告示第218号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
歌川 享一	内科	歌川医院	五泉市本町2-2-35	H28. 12. 30
岡田 是實	外科 整形外科	頸城介護老人保健施 設あやめの庭	上越市頸城区上吉194	R 1 . 12. 22
小川 一郎	眼科	小川眼科医院	新発田市大栄町1-8 -1	R2.1.26
和田 拓也	小児科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457 -1	R2.1.28

# ◎新潟県告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
てらまち調剤薬局	糸魚川市寺町1-6-12	精神通院医療	令和2年3月1日
五十嵐薬品 諏訪山薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 763-2	精神通院医療	令和2年3月1日

### ◎新潟県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63 条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
アイン薬局 新井店	妙高市末広町2-2	精神通院医療	令和2年3月1日
アサヒ調剤薬局 みどり店	阿賀野市岡山町1-27	精神通院医療	平成31年4月1日

# ◎新潟県告示第221号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働部産業立地課において縦覧に供する。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

7/2   12	10 1 ( ) ( ) ( ) ( )		
産業立地促進地域	成の名称	区域	指定年月日
蓮野長峰山地区	地区計	北蒲原郡聖籠町大字蓮野字長峰山	令和2年2月20日
画区域		の一部	
		北蒲原郡聖籠町大字蓮潟字団次土	
		居下の一部	
蓮潟長峰山地区	地区計	北蒲原郡聖籠町大字蓮潟字長峰山	令和2年2月20日
画区域		の一部	
		北蒲原郡聖籠町大字蓮潟字団次土	
		居下の一部	

# ◎新潟県告示第222号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

令和元年度分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しく	届出名	検査の結果	備考
	は販売業者又は表示者			

144.00		T1-1 11-3% E# 14.0m	(T) \ I	0. 20/	
堆肥	三田 美憲	村上牛発酵堆肥	TN	0.6%	
			TP	0.5%	
			TK	0.3%	
			C/N	21	
			TCu	8mg/kg	
			TZn	58mg/kg	
堆肥	農事組合法人かみはやし有	かみはやし有機	TN	3.1%	
	機		TP	3.9%	
			TK	2.4%	
			C/N	8	
			TCu	176mg/kg	
			TZn	435mg/kg	
動物の排せつ物	株式会社ナカショク	醗酵鶏糞	TN	4.5%	
			TP	3.4%	
			TK	2.8%	
			C/N	5	
			TCu	39 mg/kg	
			TZn	$302 \mathrm{mg/kg}$	
堆肥	有限会社圓山畜産	圓山堆肥	TN	1.8%	
			TP	1.5%	
			TK	2.2%	
			C/N	18	
			TCu	16mg/kg	
			TZn	93mg/kg	
石こう	片倉コープアグリ株式会社	くみあい硫カル	TN	0.1%	
			TP	0.6%	
			TK	0.2%	
			C/N	16	
			TCu	13mg/kg	
			TZn	24mg/kg	
堆肥	株式会社不二産業	フジグリーン	TN	0.7%	
			TP	0.4%	
			TK	0.5%	
			C/N	12	
			TCu	37mg/kg	
			TZn	161mg/kg	
堆肥	株式会社山本苗屋	山本苗屋もみ殻堆	TN	0.3%	
		肥	TP	0.2%	
			TK	0. 2%	
			C/N	26	
			TCu	8mg/kg	
			TZn	37mg/kg	
堆肥	長谷川農園	長谷川農園もみが	TN	0.3%	
· #2/10	▼.日八八次四	ら堆肥	TP	0.1%未満	
		・フェ圧ルロ	TK	0.1% 0.1%	
			C/N	49	
			TCu	59mg/kg	
			TZn		
			17IJ	45mg/kg	

177 Per	HI AD A VI I DO	11 - 1 2 - 10 2 111		. =0/	
堆肥	農事組合法人ユータス北潟	牛ふんもみがら堆	TN	1.7%	
		肥	TP	1.2%	
			TK	1.8%	
			C/N	15	
			TCu	21 mg/kg	
			TZn	110mg/kg	
堆肥	有限会社本多ファーム	コンポ堆肥	TN	3.0%	
			TP	3.7%	
			TK	2.2%	
			C/N	9	
			TCu	160mg/kg	
			TZn	833mg/kg	
堆肥	株式会社I・ひよこ	種鶏発酵鶏糞	TN	1.7%	
		12/14/2014	TP	4.1%	
			TK	3.5%	
			C/N	11	
			TCu	67mg/kg	
			TZn	373mg/kg	
上 堆肥	有限会社中島牧場	リサイクル・環境	TN	1. 3%	
产生力量	有限云任中蜀汉物	にやさしい熟成肥	TP	1. 7%	
		料	TK	2.0%	
		^+			
			C/N	20	
			TCu	13mg/kg	
17.80	Note dans and a First	Note the P. L. M. BERT	TZn	106mg/kg	
堆肥	渡部 克則	渡部堆肥	TN	0.3%	
			TP	0.2%	
			TK	0.1%未満	
			C/N	22	
			TCu	19mg/kg	
			TZn	89mg/kg	
堆肥	みなみ魚沼農業協同組合	バラ堆肥	TN	0.7%	
			TP	0.7%	
			TK	1.1%	
			C/N	21	
			TCu	$15 \mathrm{mg/kg}$	
			TZn	53mg/kg	<u>                                      </u>
堆肥	大渕 正明	スクスク堆肥	TN	0.8%	
			TP	0.5%	
			TK	0.9%	
			C/N	22	
			TCu	17mg/kg	
			TZn	44mg/kg	
堆肥	有限会社中越ファーム	発酵鶏糞	TN	1.9%	
			TP	4.2%	
			TK	3.8%	
			C/N	8	
			TCu	45mg/kg	
			TZn	357mg/kg	
		l	1 211	~~·mo/ 110	ı

新

堆肥	えちご上越農業協同組合	もみがら堆肥	TN	0.7%
			TP	0.5%
			TK	0.1%
			C/N	24
			TCu	28mg/kg
			TZn	49mg/kg
動物の排せつ物	有限会社日本海ファーム	醗酵鶏糞	TN	3.6%
			TP	4.0%
			TK	3.3%
			C/N	7
			TCu	39mg/kg
			TZn	440mg/kg
堆肥	金子 博	ビーフ堆肥	TN	1.1%
			TP	1.8%
			TK	1.8%
			C/N	17
			TCu	32 mg/kg
			TZn	89mg/kg
堆肥	羽茂農業協同組合	牛ふん堆肥	TN	0.6%
			TP	0.5%
			TK	0.6%
			C/N	19
			TCu	25mg/kg
			TZn	81mg/kg

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量

# ◎新潟県告示第223号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。 令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 開設者の名称及び住所
  - 株式会社新印新潟総合卸売センター

新潟県新発田市中曽根770番地

- 2 地方卸売市場の名称
  - 地方卸売市場株式会社新印新潟総合卸売センター胎内分店
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

新潟県胎内市本郷字淵の下693番地

青果物及びその加工品、水産物及びその加工品

4 認定年月日

令和2年2月25日

ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

# ◎新潟県告示第224号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	10 登録年月日 平成15年6月20日																
登録検査機	幾関の名称 協同組合米ネットワーク新潟																	
代表者氏名	理事長	飯島	武好															
主たる事務 所の所在地																		
登録の区分	品位等	検 査																
農産物の種類	国内産も	み、国内	]産玄米、国内産	精米、国内産大	:麦、国	内産小麦、国内産	大豆											
***	農		産	物	検	查		員	成	分						委	託	先
農産物検査を行う区域	氏	名	住	所		農産物の種類	諨	明書番号	受委託	の分	登録 の	検査 名	機関称	代 表	者氏。	名	主たる事 の所有	
新潟県	森山	微	新潟県小千谷市	城内2-5-13		もみ、玄米	K	1524069										
備考	考 略称『米ネットワーク新潟』 令和2年3月6日 農産物検査員1名の登録抹消。検査員合計100名。																	

### ◎新潟県告示第225号

農産物検査法 (昭和26年法律第144号) 第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出 があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年3月6日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15018	15018 登録年月日 平成21年9月9日															
登録検査機関	の名称 株式会社 諸長																
代表者氏名	代表取締役	諸橋 勤															
主たる事務所 の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15																
登録の区分	品位等検引	<b>生</b>				,											
農産物の種類	国内産玄差	K															
曲文标校本	農	産	物	検	査	員		成	分	検	査	業	務	受	委	託	先
農産物検査を行う区域	氏 名	住	所		農産物の種類	証明書都	番号	受 委 託 区	の 分	登録を	負査機 名	関称	表步	者氏	名所	たる耳 右	耳務所の E 地
	酒井 英之	新潟県魚沼市干溝	2123-1		玄米	K15150	094										
	山田 隆夫	新潟県魚沼市干溝	2122-1		玄米	K15171	152										
新潟県	諸橋 憲生	新潟県魚沼市青島	736-3		玄米	K15240	007										
利納东	榎本 定雄	新潟県魚沼市七日市	市 97−3		玄米	K15171	176										
	米山 信也	新潟県十日町市本町	6の3丁目463-6	3	玄米	K152019	9002										
	佐藤 大輔	新潟県小千谷市三(	仏生3159-2		玄米	K152019	9003										
備考	略称『諸長』 令和2年3月6日 農産物検査員2名の新規登録。																

# ◎新潟県告示第226号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。 令和2年3月6日

> 花 角 英 世 新潟県知事

- 1 実施の目的
  - 牛のヨーネ病の発生を予防するため
- 2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育して いる雌牛
  - (2) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育して いる肉用雌牛
  - (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) スクリーニング法
  - (3) リアルタイムPCR法
- 1 実施の目的

牛のピロプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 放牧牛
  - (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 血液検査
- 1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第1条の規定に基づく 届出のあった死亡牛

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間

5 検査の方法 エライザ法

1 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) ラテックス凝集反応法
- 1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 肉眼的検査
  - (2) 脱脂乳による試験
  - (3) 細菌学的検査
- 1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏(概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの)又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 中和試験
- 1 実施の目的

アフリカ豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) PCR法

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) エライザ法
  - (3) 寒天ゲル内沈降反応法
  - (4) ウイルス分離検査
- 1 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏場で飼養されている9週齢以上の鶏のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める鶏

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 急速凝集反応法

#### ◎新潟県告示第227号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和2年3月6日から令和2年3月20日まで縦覧に供する。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

### 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

新潟県佐渡市秋津1163番地4

山本 博文

新潟県佐渡市秋津1611番地子

森岡 道徳

新潟県佐渡市秋津1666番地

佐藤 吉春

- 2 加入区 加茂湖加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 加茂湖漁業協同組合

### ◎新潟県告示第228号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する 予定である旨の通知があった。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県魚沼市下倉字滝沢口2の3 (国有林。次の図に示す部分に限る。)・2の5 (国有林)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第229号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する 予定である旨の通知があった。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県魚沼市下倉字滝沢口2の3・字滝沢709の1・709の2 (以上3筆国有林)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

# ◎新潟県告示第230号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、長岡市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業求草地区に係る換地処分をした。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

# 公告

### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
  - 名 称 西小千谷ショッピングセンター

所在地 小千谷市城内 2 丁目 1589番 外

設置者 株式会社原信

- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

イ 駐輪場の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後)位置 届出書に添付された図面のとおり

ウ 荷さばき施設の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

エ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

·株式会社原信

午前9時00分から午後12時00分

(変更後)

·株式会社原信 他1者

午前9時00分から午後12時00分

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 1

午前6時00分から午後6時00分

・荷さばき施設2

午前7時00分から午後3時00分

- ・荷さばき施設3午前10時00分から午後5時00分(変更後)
- ・荷さばき施設1午前6時00分から午後9時00分
- ・荷さばき施設2午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日

令和2年10月22日

4 変更の理由

新たなテナントを誘致するとともに、施設の運営の効率化を図るため。

5 届出年月日

令和2年2月21日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、小千谷市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年3月6日から令和2年7月6日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
  - 名 称 新井中川ショッピングセンター

所在地 妙高市大字中川字江端170番1 外

設置者 株式会社原信 他1者

- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

イ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

• 株式会社原信

午前9時00分から午後12時00分

・株式会社コメリ

午前10時00分から午後8時00分(ただし年90日午後9時00分)

• 株式会社星光堂薬局

午前10時00分から午後8時00分(ただし年90日午後9時00分) (変更後)

· 株式会社原信

午前9時00分から午後12時00分

・株式会社コメリ

午前9時00分から午後9時00分

株式会社星光堂薬局

午前10時00分から午後9時00分

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

・荷さばき施設1

午前6時00分から午後5時00分

・荷さばき施設2

午後1時00分から午後6時00分

荷さばき施設3

午前9時00分から午後1時00分

(変更後)

荷さばき施設1

午前6時00分から午後5時00分

荷さばき施設 2

午前1時00分から午後6時00分

荷さばき施設3

午前9時00分から午後1時00分

荷さばき施設4

午前6時00分から午前8時00分

- 3 変更年月日
  - ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 令和2年10月22日
  - ・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 令和2年2月22日
- 4 変更の理由

施設の運営の効率化を図るため。

5 届出年月日

令和2年2月21日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業·地場産業振興課

(なお、妙高市観光商工課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年3月6日から令和2年7月6日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

# 一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)の適用を受けるものである。

令和2年3月6日

新潟県知事 花角 英世

# 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア	ロータリ除雪車(2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付)	1台
1	ロータリ除雪車 (2.2m級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付)	1台
ウ	除雪ドーザ(11t級、マルチプラウ、反転エッジ付)	1台
エ	除雪ドーザ(18t級、反転エッジ付)	2台
オ	除雪トラック (7 t 級、4×4)	1台
力	凍結防止剤散布車 (3 t 級、4×4)	2台
キ	凍結防止剤散布車 (3 t 級、4×4、スペアタイヤ付)	1台
ク	凍結防止剤散布車 (4 t 級、4×4)	1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)ア〜エについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記(1)オ〜クについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)によるリサイクル料金等(以下「リサイクル料金等」という。)を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の110分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。
- (5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した ものにあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。 また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和2年4月16日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和2年4月17日(金) 午前10時 新潟県庁出納局会計検査課入札室

### 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則 第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参 加資格審査申請書を令和2年3月26日(木)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和2年4月8日(水)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った 者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - ① Rotary snow blower with swinging blade and double rear wheels (Clearing width: 2.2-meter type)

[1] unit

- ② Rotary snow blower with swinging auger and rear double tires (Clearing width: 2.2-meter type)
- ③ Snow dozer with multi-purpose plow and reversible edge (Tire type: 11-ton) [1] unit
- ④ Snow dozer with reversible edge (Tire type: 18-ton) [2] units
- ⑤ Snow removal truck (four-wheel drive, Tire type: 7-ton) [1] unit
- Truck for spreading antifreeze material (Four-wheel drive, maximum carrying capacity:3-ton type)[2] units
- Truck for spreading antifreeze with spare tire (Four-wheel drive, maximum carrying capacity:3-ton type)
  [1] unit
- 8 Truck for spreading antifreeze (Four-wheel drive, maximum carrying, capacity:4-ton type)

[1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. April 8, 2020 (Wed.)

(3) Date of bid opening:

10:00 A.M. April 17, 2020 (Fri.)

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

# 病院局公告

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、リサイクルトナーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月6日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

リサイクルトナー 単価契約 一式

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。
  - (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できた者であること。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年3月19日(木)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月25日(水)午前11時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階ネットワーク室

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金 免除する。
  - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき 応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、リサイクルトナーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月6日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

リサイクルトナー 単価契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

新

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本公告の日現在、本入札日に有効な新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、応札仕様書を提出し受理されていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。
- (7) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2518

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年3月17日(火)午後3時00分

- 4 入札に係る参加確認書類の提出
  - (1) 入札希望者は令和2年3月17日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年3月17日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
  - (2) 入札参加確認書類の提出場所は3(1)とする。
  - (3) 入札参加確認書類の様式は入札説明書による。
- 5 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月24日(火)午前10時30分

新潟県立新発田病院5階大会議室

- 6 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前期3で交付する入札説明書に基づき

提出書類を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、LSA重油について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月6日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量

LSA重油1種1号 単価契約 年間約60,000リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及びLSA重油納入仕様書による。

(3) 納入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立妙高病院(地下貯蔵タンク)

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と 社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市大字田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年3月19日(木)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月25日(水)午後1時30分

新潟県立妙高病院 会議室

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金 免除する。
  - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を 作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 調達物品及び数量

手術室映像システム 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立新発田病院経営課経営係

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和2年1月29日

6 落札者の氏名及び住所

ジェイメディカル株式会社

新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22

7 落札価格

77,000,000円

8 入札公告日

令和元年12月20日

9 落札方式

最低価格

教育委員会規則

新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

# 新潟県教育委員会規則第1号

新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則

新潟県立近代美術館規則(平成5年新潟県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正	後		改	正	前
(観覧料等の免除)		(観覧	料等の免除)		
第13条 (略)		第13条	(略)		
		2 特別	観覧料を納め	かた者は、	同一日のうちの観覧
		料の全	部を免除する	5	
<u>2</u> (略)		<u>3</u> (略)			

### 附則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

令和2年2月25日付け県報第15号主要目次中

ページ	行	誤	正
1	19	4 新潟県企業局財務規程の一部を改正する	1 新潟県企業局財務規程の一部を改正する
		規程(企業局総務課)	規程(企業局総務課)
1	21	2 新潟県企業局財務規程による帳票その他	1 新潟県企業局財務規程による帳票その他
		の書類の様式の一部改正(企業局総務課)	の書類の様式の一部改正(企業局総務課)

令和2年2月25日付け新潟県企業局管理規程第4号(新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程)中

ページ	行	誤	正
9	1	新潟県企業局管理規程第4号	新潟県企業局管理規程第1号

令和2年2月25日付け新潟県企業局訓令第2号(新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部 改正)中

ページ	行	誤	正
12	1	◎新潟県企業局訓令第2号	◎新潟県企業局訓令第1号